

大阪府行政不服審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府行政不服審査会規則（平成28年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2条 審査会に、大阪府行政不服審査会条例（平成28年大阪府条例第1号）第7条第1項の合議体として、第1部会、第2部会及び第3部会（以下これらを「部会」という。）を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会が取り扱う審査請求事件は、会長が定める。

(諮問書の添付書類)

第3条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による諮問は、同条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 裁決に相当する内容（法第50条第1項に掲げる事項に相当する内容）を記載した書類
- 二 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(議事録の作成)

第4条 審査会及び部会（以下「審査会等」という。）の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(調査審議手続の非公開)

第5条 審査会等の行う審査請求に係る調査審議の手續は、公開しない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年5月6日から施行する。